

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
…（生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課）…
- 都市計画事業の事業計画の変更認可（三件）……………一
…（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………二
…（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………二
…（同）…
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し……………二
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 建築基準法による道路の指定の変更……………三
…（同）…
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………三
…（住宅政策本部民間住宅部不動産産業課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分（四件）……………三
…（同）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定……………四
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 保安林の指定解除……………四
…（産業労働局農林水産部森林課）…
- 開発行為に関する工事完了……………五
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…

告示

●東京都告示第百十一号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四三九九	雑誌	POE BACKS BABY COMICS 逆らえないっ！ 五四〇八六一八七 株式会社ふゅーじょん ぶろだくと	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

●東京都告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成十六年東京都告示第百六十七号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の 東京都市計画公園事業第六・四・一

種類及び名称 号九子多摩川公園

三 事業施行期間 平成十六年一月二十二日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分

平成十六年東京都告示第六十七号、平成十九年東京都告示第千二百九十七号、平成二十五年東京都告示第百八十号及び平成三十年東京都告示第三百五号の事業地のうち、大田区田園調布一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

大田区田園調布一丁目地内

●東京都告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第百五十二号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 北 区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第七・四・九号飛鳥山公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年二月二十七日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和三年東京都告示第三百四十八号東京都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第十三号江戸緑地

三 事業施行期間 令和三年五月十四日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

●東京都告示第百十五号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年二月九日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区東五反田二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区東五反田二丁目十四番十八号

令和四年二月九日

五 変更の内容

事務所の所在地を品川区東五反田二丁目三番二号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和六年二月十六日

●東京都告示第百十六号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき西品川一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

西品川一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年七月三十一日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、大崎一丁目及び広町二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区西品川一丁目七番一号

平成二十五年七月三十一日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和六年二月十六日

●東京都告示第百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

取消しに係る道路の種類 取消年月日 取消しに係る道路の位置 取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル）並びに転回広場面積（単位平方メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路 令和五年十月六日 田字阿岐野二丁目、同番三及び二番二の各一 延長三〇・五〇幅員四・〇〇転回広場

部、三十二番
二、三十三番
一並びに同番
二及び同番八
の各一部

九二・七五

●東京都告示第百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて縦覧に供する。

令和六年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和六年一月十一日	(一) 次に掲げる地番の全部	延長 二九・一九 五三・一〇
----------------------	-----------	----------------	----------------------

昭島市中神町字西武蔵野千三百六十三番一、同番五、同番六、同番八、千三百六	昭島市中神町字西武蔵野千三百六十三番十一	昭島市中神町字西武蔵野千三百六十三番十一	昭島市中神町字西武蔵野千三百六十三番十一
--------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------

十四番六十八、
千四百番七、
同番二十一、
千四百一番一
及び中神町字
東武蔵野千三
百六十一番八
から同番十ま
で

●東京都告示第百十九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 令和六年二月二十七日 午後三時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 公星ハウジング株式会社
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 栗原 可奈子
 - (三) 主たる事務所の所在地 江東区亀戸六丁目五十五番八号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(5)第八〇五八五号
 - (五) 免許年月日 令和四年三月二十九日

●東京都告示第百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七

十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社MHインベストメント
- (二) 代表者氏名 代表取締役 堀田 正浩
- (三) 主たる事務所の所在地 大田区蒲田五丁目五番九一八〇三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇四九二四号
- (五) 免許年月日 令和二年六月十九日

二 処分年月日 令和六年二月一日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（令和六年三月一日から同月三十日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第百二十一号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社Shakujii不動産
- (二) 代表者氏名 代表取締役 谷岡 英明
- (三) 主たる事務所の所在地 練馬区石神井町六丁目三十二番二十三号
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇五九七一号
- (五) 免許年月日 令和三年三月十二日

二 処分年月日 令和六年二月一日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（令和六年三月一日から同月三十日まで）
四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第百二十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 株式会社リンクス

(二) 代表者氏名 代表取締役 輔田 忠人

(三) 主たる事務所の所在地 足立区中川四丁目二十一番一号

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第一〇六六七号

(五) 免許年月日 令和三年八月六日

二 処分年月日 令和六年二月一日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（令和六年三月一日から同月三十日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第百二十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

(一) 商号 有限会社クローバーホーム

(二) 代表者氏名 取締役 成田 博孝

(三) 主たる事務所の所在地 八王子市山田町千六百三十一番地の一

(四) 免許証番号 東京都知事(8)第五九四〇六号

(五) 免許年月日 令和三年八月十七日

二 処分年月日 令和六年二月一日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（令和六年三月一日から同月三十日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第百二十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第四項の規定により、平成三十年東京都告示第千六百三十六号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部の指定を解除し、法第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、法第六条第五項及び法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

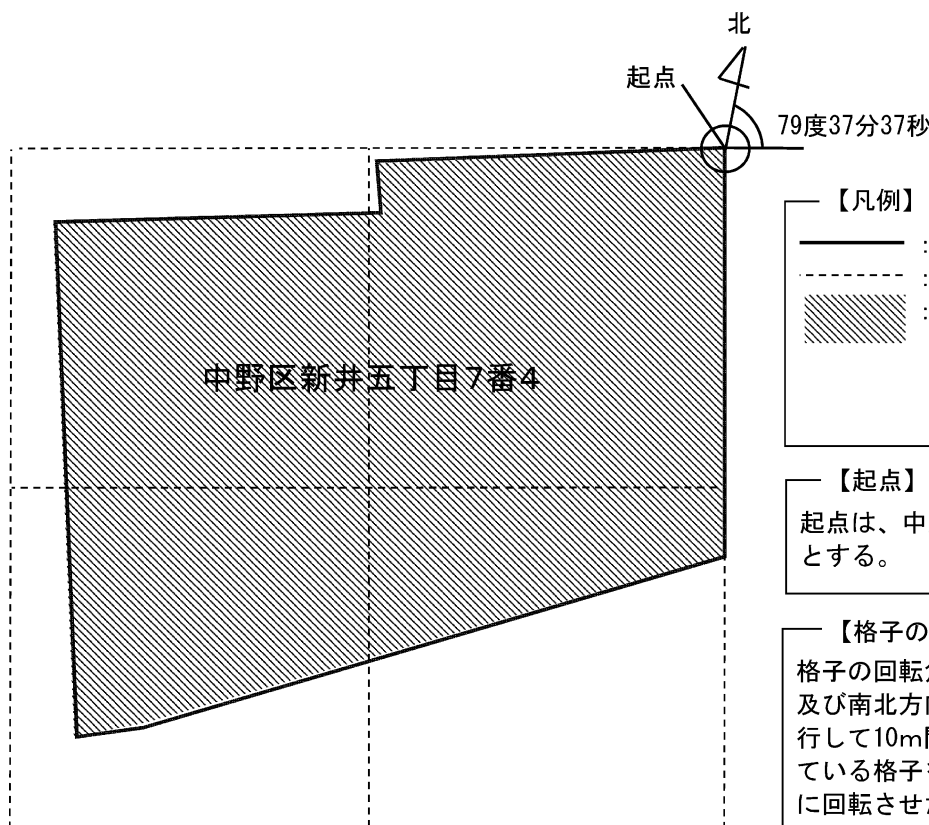
一 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指

定する区域 別図のとおり（中野区新井五丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 原位置封じ込め

別 図



【凡例】

- 筆境界
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域
(要措置区域の指定を解除し
形質変更時要届出区域に指
定する区域)

【起点】

起点は、中野区新井五丁目7番4の最北端とする。

【格子の回転角度（79度37分37秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年二月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 解除に係る保安林の所在場所

西多摩郡奥多摩町日原字檜尾一〇二四番一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年二月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

立川市柴崎町五丁目二百番一
の部

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

発行 東京都
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社
電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号
〇三(三八二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001